

厚生食基発 0328 第 10 号
厚生食監発 0328 第 10 号
令和 6 年 3 月 28 日

各

| |
|-------------|
| 都 道 府 県 |
| 保 健 所 設 置 市 |
| 特 別 区 |

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康・生活衛生局食品基準審査課長
（ 公 印 省 略 ）
厚生労働省健康・生活衛生局食品監視安全課長
（ 公 印 省 略 ）

器具又は容器包装を製造する営業の届出について

食品衛生法等の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 46 号）の施行により、器具又は容器包装を製造する営業者は、食品衛生法施行規則（昭和 23 年厚令第 23 号）第 66 条の 5 に規定する基準に沿った管理を実施するとともに、食品衛生法施行令（昭和 28 年政令第 229 号）第 35 条の 2 第 1 項第 4 号に定める営業の営業者を除いて、営業の届出をして営業を行うこととなっております。また、その運用については「食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政省令の制定について」（令和元年 12 月 27 日付け生食発 1227 第 2 号。以下「令和元年 12 月 27 日通知」という。）によって通知されており、「食品衛生法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政省令の制定について」及び「食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政省令の制定について」の一部改正について」（令和 6 年 3 月 28 日付け健生発第 0328 第 21 号厚生労働省健康・生活衛生局長通知）により改正したところです。

今般、令和元年 12 月 27 日通知別添の第 2 の 2 のエにおいて、別途通知するとしていた個別事例について、別紙のとおりとりまとめましたので、その運用に遺漏なきようお願いいたします。